

Title	社会的価値判断と政策プロセス
Sub Title	Political judgement in economic sphere
Author	加藤, 寛
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.8 (1961. 8) ,p.635(25)- 654(44)
JaLC DOI	10.14991/001.19610801-0025
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19610801-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

他の消費税と関税については五・六ヶ月の遅れがあるものとする（一七頁一二二頁）。増収額の約九八%を占める主要な税収の比重によって計算すると次の結果が現われる。左の表で（A）は三五年度の増収額における比重、（B）は時の遅れ（月数）である。

(1) 所得税	(A) 二六・四% × 2(B) 五一・八%
(2) 法人税	(A) 四三・〇% × 4(B) 一七一・〇%
(3) 酒税・専売益金・揮発税	(A) 二八・五% × 5(B) 一四一・〇%
(1)・(2)・(3)の比重(A)合計	九七・九% 加重平均値 三・六七・三・九六

したがって、昭和三五年度の国税収入の増収額の九八%まで一収入全體として概ね三五年（暦年）の国民所得の増加の結果を反映していると判断してよいと思う。

それぞれの租税が三四年度決算の国税収入総額において占める比重と、それぞれの租税が現わしている所得弾力性の数値によって、加重平均すれば、一九六〇一六一年度の国税構造の持つ所得弾力性は、約一・九であるという結果が現われている（第7表参照）。

限界租税函数は、暦年の国民所得の増加額との割合において、前記第7表の七つの租税については、三五年度税収実績は約一・七%であることを示している。その他の諸税および印紙収入の増収額を加えれば、国民所得の暦年計算の増加額に対して約二・七・五%を示している（第7表参照）。

ここに三五年度の国税収入に現われている所得弾力性および限界租税函数の数値を検討した。それは日本の国税構造が一

九六〇一六一年に持っていた性格の重要な特徴の一つを示していると思う。

社会的価値判断と政策プロセス

加藤 寛

一はじめに

価値判断が主観的であるとか客観的であるとか、あるいは、経済政策学に価値判断を入れてはならないかどうかというような問題が、経済政策学の根本問題として論ぜられたことがあった。戦後になって、この問題は戦前ほど華々しくは論ぜられていないが、問題の重要性は少しもなくなつてはいないし、むしろ重要であるが故に、論議の水準をもつと高めるために沈潜したと考えるべきであろう。とくに戦後は、新厚生経済学の精緻な理論の導入とマルクス理論の復活によって、価値判断の問題は、理論の背後に、あるいは実証的研究の裏面においやられてしまった感がある。

しかし現実の激しい社会的緊張は、この問題を回避する社会科学を無力としているし、社会科学としての意味が「社会工学」に転化される危険すらはらんでいるのである。

ただもちろん、私がこの無力な社会科学に悲憤慷慨して、いたずらに過去の価値判断を経済政策学の中に導入したとしても、それは私をドン・キホーテにするだけである。私がいまここに、この問題をとりあげたのは、過去においてあれほど

激しかった価値判断論争が、若干の沈黙の時期を経た現在、対立はかなり解消し、むしろそれぞれの価値判断論者に大幅な一致点さえも見受けられるに至ったということである。そこでまず一致点を指摘し、次に、この一致への動向を促進したもののとして、「厚生経済学の発展」の否定的媒介としての役割を高く評価したい。

二、価値判断の必要性と可能性

価値判断論争はウェーバー以来、数多くおこなわれてきたが、私は、価値判断の問題を不当に混乱させたものとして、「必要性」と「可能性」との不明確さを指摘したい。

一般に「経済政策学は科学として価値判断を除かねばならない」と言うとき、価値判断は不要であるから除外と言っているのか、あるいは、不可能であるから除外と言っているのか、明確でない場合が多い。多くは後者であろう。

価値判断は主観的であって客観的でないから除こうと言うのは、価値判断の不可能性を主張しているのである。また、価値判断を仮設としてそれに対する最適手段を決定すればよいと言うのは、経済政策学に価値判断が不要であることを論じているのか、あるいは不可能だから便宜的な手段を考えているのか明瞭でない。

しかし、「不可能」だから「不必要」であるということにはならないし、「可能」であるから「必要」であるということにはならない。さらに「不可能」であっても「必要」であることもあります。問題はまず、経済政策学に価値判断が必要であるのか否かを第一に問うことである。（ここで問題としている価値判断が個人的・特殊なものではなく、統一的・社会的・一般的な価値判断であることはいう迄もない。）

この問題に対して私は次のように考える。経済政策学とは、経済理論の応用すなわち応用経済学であるということを初めに認めていただきたい。経済政策が実践論であり、実践は理論を基礎におかなければ無謀な実践となってしまうのだから、

應用経済学として経済政策学を考えることに大きな反対はないであろう。

さて「理論を現実に応用する」というこの命題はかなり複雑な問題をこの中に含んでいる。現実というものはまだ分析されない与件であるから、それは全体的・総合的な存在である。理論はこの現実に対して一つの視角から論理手段によってモデルを構成するのであるから、そのモデルは局部的であり一面的であるという特徴をもつていて。たとえば、経済的側面・政治的側面・文化的側面・社会的側面など多くの側面を総合的に混在させている現実のなかから、一つの側面に視点をおいて論理関係を追求したものが一理論に他ならない。

それ故このような理論を現実に応用しようとすれば、その応用しようとする「主体」が何であるか、そしてその主体の「目的」（価値判断といつてもよい）は何であるか、さらに応用の「結果・効果」はどうであるかという問題が生じてくる。

私は、この「主体」・「目的」・「効果」の三つを経済政策学の中心的テーマであると考えるが、この問題を経済理論の範囲内で論じ得ないことはもちろんである。それは経済理論が一局面の論理的思考であることに帰因する。これに反し、経済政策学は、理論を応用するという性格から一局面にとどまることができないのである。ある人は、目的を仮設とすれば理論の範囲にとどまつていらざると主張するかもしれない。しかし理論を構成したということは、そのこと自体、それは社会的な実践なのであり、社会的責任を無視することはできないのである。たとえば原子力を作る理論が構成されたということは、それ自体、社会的実践としてその利用・応用に社会的責任がともなうのである。このような意味で理論は決して仮設として床の間に飾つておかれようなどではなく、理論が構成されたということは、とりも直さずその現実への適用が問題となり、一局面的な理論は全体的・総合的な現実へ投げ込まれる運命をもつのである。

しかし私はこのことから「理論が価値判断自由であり得ない」ということを言っているのではないことに注意して欲しい。理論は価値判断を仮設として論理的に構成できるけれども、その応用の学としての経済政策学は、価値判断を仮設にと

どめておけないと、いうことなのである。主体が考える価値判断をいかに仮設にとどめておこうとも、それは社会的な実践として存在することになるからである。したがって、価値判断をもたない「応用」ということを考えることはできないのである。

(注) 経済政策学における価値判断の必要性に関してはかなり広範な一致があるので思われる。およそ経済政策の学派は次のように分類される。

- (1) 社会哲学又は倫理学派(シユモラー、氣賀健三博士)
- (2) 仮設目的派(ウェーバー、ミュルダール、山田雄三博士)
- (3) 分析的目的派(ヴィルブラント、長守善博士)
- (4) 動向分析派(マルクス学派、赤松要博士)

右の分類は、きわめて便宜的・形式的なものであつて、目的を何に基づいて設定するかという方法による分類である。したがつて必ずしもすべての点において派として一致しているのではないことはもちろんである。ただこのように分類してみると、いずれも、政策学が積極的にも消極的にであつても、目的(価値判断)を必要としていることを示している。何の価値判断ももたない方が、実践に有用であるという無性格性は政策学にはないのである。

次に、統一的な価値判断を形成する可能性はあるであろうか。ここではその可能性の根拠を考え、プロセス又は手続については後で考えることにしたい。

一般に統一的な価値判断を形成することが不可能であると考えられていたのは、ウェーバーが言うように価値判断は個人的・主観的なもので、個人の信念であると深く信じられていたからである。したがつて価値判断の主張は神々の争いであり、これを客観的に主張することはできないとされたのである。

しかし一步ゆずつて、神々の争いを認めるとしても、何故、争わねばならないのであろうか。争うということは、そこに何か一つ正しいものがあるという信念にもとづくのであろう。争うということの中に、私は、統一される可能性の根拠の第

1を認めたい。もし統一する必要がないなら争う必要もないからである。争いと対立の中に統一を求めるいと口がある筈である。しかしこの根拠は消極的な根拠であつて積極的なものではない。

一致へのこの消極的な可能性の上に立つて、私が、積極的な一致可能性の根拠として考えるのは、価値判断といえども決して事実判断と無縁ではないということである。

もし価値判断と事実判断とが全く別個のものであれば、価値判断の一致をもたらすことはきわめて困難であろう。しかし二つの判断には、明らかにリシプロカルな関係がある。たとえば「窓を閉めよ」という命令があるとすれば、必ずそこには「何故なら」という理由がともなっている。すなわち理由=事実判断が命令=価値判断を支持していると同時に相手の判断の変更を促しているのである。このように価値判断は事実判断によつて支えられた感情なのであり、両者は決して混同されはならないが、しかも相互に補う関係にある。

それ故に、価値判断は定義することもできないし、直観的に知り得ることもできないが、しかし全く価値判断を主観的で客観的でないと考え、一致は感情による説得でしかあり得ないとするのも早計である。

倫理の問題について考えてみても、これに論理の入る余地がないということは簡単に言えることではない。たしかに日常では厳密な論理的自覚なしに価値や倫理の問題が処理されている。しかし倫理が単に個人的な好みや感情の問題でないことは、倫理が常に社会的な論争の対象になつていていることから明らかである。単に主観的感情や嗜好の問題に論争のおこる余地はない。倫理は理性によつて処理され裁定される。人は感情を理性によつて制御し、理性を欠く感情は盲目的であり感情を欠く理性は空虚である。

価値判断が感情と理性との合成されたものであり、価値判断が常に論理の粉飾をもつて主張されることを見つけたのは、ステイヴァンソンの功績である。^(注1)このことは価値判断というものが論理と感情との双方にとつて納得されねばならないこと

を意味し、ここに事実判断と価値判断との重大な差異がある。

この感情的な面を強調すれば、価値判断は主観的なものとなり統一され得ないが、感情的な納得が事実判断による納得に深く影響されることを考えれば、価値判断は決して主観的な神々の争いではなくなる。たとえば私たちは価値判断の極端な争いの例として宗教的信念をあげるが、いかなる宗教を信ずるかというとき、私たちは、その宗教の御利益を経験的に感情的に納得しようとするのである。「鶴の頭を信すれば病気が直ります」という宗教的説得は、経験的結果を期待し、そのことが感情的にその宗教に帰依することを求めているのである。ただ論理的に納得し得るに十分な理論がないということが、このような信仰に正しさと普遍性とを与えないものである。キリスト教・仏教などはその論理的な思考の偉大さの故に私たちに感情的な説得となつてせまつてくるのである。

このことは社会的価値判断についても言えることであり、論理的に資本主義社会はこうなると推論を下したとき、論理がコンシンステンシーをもちその結果が経験的に私たちに納得されるなら、その判断を私たちは感情的に支持することになるであろう。

このように価値判断は論理と感情との相互によって支持されるとき正しいものとして主張されるようになる。

価値判断を事実判断と全く無縁のものとするのは一つの独断である。デューイは、事実判断と価値判断とを峻別する立場を評して次のように言っている。「経験的事実においては評価作用というものはなく、だからまた価値概念というものは経験以外の源泉から導入されなければならない」という考え方は、人間の心がこれまでいたいたうちで、もつとも奇妙な信念である。^(注2) 価値概念もまた経験的事実の認識をつみかさね、それをがかりとしてその事実に対してなす感情的な反応が歴史的に客觀化され、したがって理性化されてくるところに形成されるのである。事実的認識は価値づけ命題を定式化することができるのであるための前提条件である。そしてその上に立つて経験的に納得され感情的に支持されることが価値判断納得の必要かつ十分な条件である。

このように価値判断が事実判断に裏づけられていることが、価値判断を統一させる積極的可能性の根拠になるのである。それ故経済政策学は、対立している価値判断の中に解決のいとぐち（事実判断）を探すことができる筈である。しかし可能性だけでは一致は達せられない。その一致のプロセスを問わなければならないということを明らかにしたのは、厚生経済学発展のすぐれた果実であった。

(注1) Stevenson : Ethics and Language 又は Hosphersed : Readings in Ethical Theory.

(注2) Dewy : The Theory of Valuation, p. 58.

(注3) 価値判断の統一される可能性について私自身すでに「経済政策の目的と価値判断」（『三田学会誌』一九五七年四号）において述べた。また山田雄三博士も「経済学と価値判断」（『経済セミナー』一九六一年五月号）において、(1)「対立が実は統一を求めていること」、(2)「事実判断の進展による価値判断の一貫可能性」、(3)「価値判断の序列化による統一（私のいう意味での階層化であろうか？）」という三点から統一への前進を述べておられる。私は(1)を消極的可能性、(2)を積極的可能性、(3)をプロセスと考える。

二、「厚生経済学」から何を学ぶか

厚生経済学の発展はすでに多くの人によって述べられているから、ここでは私なりに整理しておこう。

従来、経済政策の目的とする所は「厚生」という言葉であらわされるのが常であった。^(注3) そしてこの厚生という言葉を最も明瞭に政策の目的としてかかげ、その達成のための手段を分析したのは、周知のようにA・C・ピグウによって代表される。彼の大著「厚生経済学」は、経済的厚生が一般的厚生とパラレルであることを前提とし、貨幣で評価し得るという意味での経済的厚生の促進要因として次の三条件を示している。第一は国民分配分の増大、第二は国民分配分の平等、第三は国民分配分の安定である。彼の論旨を端的にいうなら、国民分配分の最適な配分は社会的限界生産力を均等にすることである。

ということに尽きる。この彼の議論がたとえ完全競争の前提をもち、それを理想としているという欠点をもつとしても、実践的にはきわめて有意義な議論であり、これがなお現在彼の価値を高からしめている要因であろう。しかし経済学を科学たらしめようとする側からの批判にも忠実でなければならない。

(注1) Myint: *Theories of Welfare Economics* 及び長守善「厚生経済学」がこのことを指摘している。

彼の厚生概念に対する批判^(注1)は一九三〇年代彼の厚生が個人間の効用の可測性を前提においているという点の指摘から始めた。この批判により彼の立つ基盤は脆くも崩れ去ったかの感があつたが、ペレート流の最適の概念と無差別曲線の手法に拠って、厚生概念の再建が企てられた。カルドアリヒックスは補償説によって客観的に厚生規準を立てた。これによれば、経済制度・規則の変動によって利益を受けた者が損害を受けた者を償うという意味で、変動が「効果的」である場合、客観的に変動を擁護できるとする。これに対してリトルは、補償原則は分配について倫理問題を回避できないと考える。好ましい経済変動に関する規準は、「効率」条件のほかに、この変動が「厚生上不都合な再分配を事実上もたらすことがない」という条件を含まなければならない。「経済厚生に関する議論においては厳格であることおよび精確であることは多分無用である」というよりむしろ劣つたものである。實際上われわれが必要とするのは粗雑な理論または秀れた常識である^(注2)。

(注1) Tysenski: *Economic Theory as a Guide to Policy*, Economic Journal, June 1955.

(注2) Little: *A Critique of Welfare Economics*, 1950, p. 272.

またボウルディングは三つの点から評価する。第一に富裕を定義することに厚生経済学者はどう迄成功したか。第二に政策の指針として何を示し得たか。第三に倫理学への科学的序説を開拓できたか。ボウルディングは第一点については新概念が「経済的により良い」という意味を明確にしたと認める。しかし集団Aが集合的にあらゆるものについてBよりもよい所有したとしても、AがBより良い状態にあるかどうかを確かめることになるとむしろ旧概念の方が有意義なのである。また第二

点についてみれば、課税理論にある論証を可能にした。しかしその限界条件が政策にどれだけの力をもち得たであろうか。事実上あらゆる経済政策は補償がほとんど行政的に実行し得ない以上、個人間比較をおこなわざるを得ないのである。第三点はどうであろうか。新厚生経済学者は、倫理的規範から独立に評価判断を構成しようとした。しかもなお、彼らは「取引は倫理的に中立である」という倫理的判断を捨てなかつたのである。それ故に厚生経済学は、倫理学序説ではなく倫理学理論そのものなのである。かくて「厚生経済学と倫理学との奇しきプラトニック・ラヴ」は成功しなかつた。この問題に一つの道を拓いたのはバーグソン＝サミュエルソンの社会的厚生函数であったが、この概念は規範的な叙述に必要な倫理的前提出を経済学に導入するための技術的な手段と考えられる。従つてその函数は極めて無内容なものであり、倫理的価値が与件として決定されてはじめて有意味となる^(注3)。かくてこの函数は、前提となるべき倫理的規範がいかなるべきものであるかは全く問題としない。この意味で社会的厚生函数は、それ以前の議論を包括し、一般化された概念であるが、その結論はいよいよ漠然としてくる。

一般に厚生経済学者は、厚生という概念を定義することによって何を得ようとしているのであるか。たしかに厚生概念の定義を明確にすることによって、経済学者が漠然と考えていた政府行為の原理が示されるかもしれない。「もし社会における総満足を最大にすることが望まれるなら、合理的手続きは平等に所得を分配することである」と、単に述べるよりも、総満足最大を定義した方がはるかに科学的である。しかしそれが政策の何らかの指針として役立つであろうか。政策決定者には、かく定義された厚生状態を実施しなければならないという義務は何もないのではないか。厚生目的が政策に何かの束縛をもつたためには、正に厚生概念の中に倫理的規範が入りこんでいるからにほかならない。この倫理的規範を除去した厚生概念を、政策決定者は何故採用する義務があるか。この問題を解決しない限り、厚生経済学の実践性はますます薄れていくようになる。少なくとも政策決定者が常に厚生的に行はれるという保証はないからである。

(注1) Boulding: Welfare Economics, in A Survey of Contemporary Economics, Vol. 2, p. 31.

(注2) Samuelson: Comment on Boulding's Welfare Economics, in A Survey of Contemporary Economics, Vol. 2, p. 37.

(注3) Lerner: The Economics of Control, 1944, p. 32.

社会的厚生函数は「政策的目的の」もしくは複合からでてくる評価の度盛であり、その評価に影響を及ぼす一切のものを変数として含む函数であるから、個人的厚生を社会的厚生に集計するとき「各個人のウェイトをどう考えるか」「平等であるか否か」「もし平等に扱かうとするならその根拠は何か」という問題（シラフスキ）を解決せねばならず、厚生の理想的配分のためには超人を予想するといふことになる（リトル）であろう。

つまりこの考え方は、価値判断を除こうとか回避しようとするのではなく、厚生経済学に価値判断が必要であるといふとを再認識させるものなのである。またもし独裁者があらわれて、彼の価値判断にもついて社会的価値判断を形成しこれに個人を従わせ得るなら、社会的厚生を達することもできるのである。このような意味で「社会的厚生函数は、絶対的独裁者の場合に最もよく適合する」といわれるのである。しかしそれでは、すべての個人の価値判断を反映する厚生という概念と矛盾することになる。そこで「社会的厚生を達成するための個人的厚生の集計手続又はプロセス」が問題になるといふことは、必然的な論理的発展である。

この問題を出したのはアローであったが、彼は「一組の個人的選好が与えられた場合、社会的選好を決める」とができるか」と問うた。^(注4)

(注4) Arrow: Social Choice and Individual Value, 1951.

アローは、合理的選択の公理として、(1)選択対象の比較可能性、(2)選択の移行性を前提し、五つの条件を設定する。(1)個人の選好順位がどうなると、それに対応する社会的序列があること。(2)個人的価値と社会的価値との間の正の依存関係。

③無関係な選択対象からの独立。④非賦課的であること。(市民主権)。⑤非独裁的であること。一言にしていえば、市民主権と合理性とを前提として社会的厚生函数は設定できるかということである。

これに対するアローの答は、特殊な場合を除いて一般的には否定的である。「もしわれわれが効用のインタパースナルな比較の可能性を除くなら、個人的順序づけの組合せの広い範囲に対して定義されかつ満足的であるような、個人的嗜好から社会的選好への移行の唯一の方法は賦課的か独裁的である。」すなわち少なくとも三つの選択対象があつて、それらを社会の構成員が、なんらかの仕方で自由に順序づけるなら、社会的厚生函数は賦課されるか独裁的にするかしなければ設定できないというのである。説明の便宜上、もっと問題を簡単にしよう。A・B・Cという三人の構成員と、三つの選択対象 x ・ y ・ z があると仮定せよ。Aは z より y を、 y より x を選好し、Bは x より z を、 z より y を選好し、Cは y より x を、 x より z を選好するとすれば、この場合、多数の支持を x ・ y ・ z のいずれも得ることができない。これをわれわれは、「アロー問題（又は多数者原理）」とよぶことにしよう。

このアローの結論を、逆に考えれば、五つの条件のうちのいずれかが緩和されれば、社会的評価を成立させる可能性があり得るかもしれないということを示すものである。アローの五つの条件を認める限り社会的評価の成立する可能性はないのだが、そうでない限り可能性の余地は残されていることになる。その後プラウが、アローの条件では不可能性の結論を導びくには不十分であり、「二つ以上の選択対象の順序づけの自由」がすべてに保障されていないならアローの結論は正しくないとした。このプラウの論議は、われわれにとってはさらに有利な発言であり、可能性の余地は一層強まつたと言つてしまい。さらに現実には個人の選好が制限されており、論理的順序づけのすべてが存在するということはあり得ないから、社会的厚生の成立可能性を否定することは早計であろう。^(注5)

(注5) 「社会的厚生」成立可能性の余地があることについては、拙稿「社会的厚生と政策プロセス」三田学会誌、また村上泰亮「社会的厚

生函数に関するいくつかの考察」（季刊理論経済学）一九六〇年六月）も私と同じ見方に立つようである。

以上私は厚生経済学の発展を整理したのであるが、ここから私たちは何を学ぶべきであろうか。

新厚生経済学が政策の指針として役立たなかつたということ、そして社会的厚生函数論が価値判断の必要なことを再認識させたこと、そして、アローが社会的厚生の成立不可能を結論したという面を強く考えれば、恐らく多くの人々は、社会的価値判断を求めるに困難を感じ、ピグーが主張したように、「個人間の比較の仮定を証明することはできないが、その必要もないし、これを否定することは厚生経済学のみならず実際上の思考の全体系をも否定することになる」と考え、ピグー的厚生概念に戻ることになろう。

しかしこれでは、何のために厚生経済学の発展をながめたのであらうか。価値判断の問題を再びピグー段階に戻さなければならぬとしたら、そこには何の前進もないではないか。ピグーの受けた非難を克服しようとした厚生経済学の発展は全く無益であつたのであらうか。

私は新厚生経済学の意義を、その理論の精緻さにおいてではなく、社会的厚生函数を生みだしたという否定的媒介の役割において高く評価したい。新厚生経済学は一定の仮定において手段の合理性（最適条件、たとえば各財の限界代用率が等しい）を求めるのであるが、一般的に言って手段に関する最適条件もまた合理性という価値判断によって支えられているのである。もし目的について価値判断の自由を主張するなら手段についても然りである。最適条件は価値判断であつて、それが実現できることどうかは現実の中に求められねばならない。

新厚生経済学は与えられた目的に対しても手段は一義的には決定するのであるが、目的が与えられても手段は一義的には決定しない。手段は目的によって決定されると同時に目的もまた手段によって変えられるのである。いわば新厚生経済学では目的と手段との関係は静態的にとらえられているが、目的と手段との関係は動態的に相互に関係するもの、手段の実現と

蓄積が目的を作りだして行くものと考えられる。

（注）目的と手段との関係については Dewy: *The Theory of Valuation*, Chap. 6. に負う。

ミュエルダール「経済学説と政治的要素」及びその発展としての山田雄三博士の効果判断は、ウェーバー流の技術判断とはちがつて、目的と手段との関係についてプラグマティズムと同じような考え方である。

Myrdal: *Value in Social Theory*, p. 206.

かくて新厚生経済学の理論は目的・手段との関係については有益と考えられないが、その批判として生まれた社会的厚生函数とくにアローの問題提起を強く考えれば、^(注)こそ厚生経済学の発展が尊きだした有益な果実のあることが認められるであろう。

社会的厚生論の考え方は、ピグーが非科学的または常識的におこなつた個人的厚生と社会的厚生との関係について、どのような場合に可能であるかを教えるものである。

（注）私的財と公共的財（Public Goods）個人のこの財に関する消費が、他人の消費を妨げないような財）との最適編成については、サミュエルソン（Samuelson: *Pure Theory of Public Expenditure*, *Review of Economics & Statistics*, Nov. 1954）のすぐれた研究があるが、この場合にも、社会的厚生函数が必要とされ、その成立を問うことの重要性は、やはり政策論の中心としていささかも減少していない。

さらに、社会的厚生函数を直接に設定しようとして「社会的無差別曲線」を考えることも試みられているが（その詳細な検討については、黒岩洋昌「社会的無差別曲線」神戸商大論集、三十四年八月）、その限界は認めなければならない。

ストリーテンによれば「信念は事実によって修正され、社会的事実は信念とともに変化する。社会的厚生函数は決して抽象的には与えられないものである」から、現実に社会的厚生が成立するプロセスを探究することによって、社会的価値判断を成立させる条件を設定することができよう。

（注）P. Streeten, in Myrdal, "The Political Element in the Development of Economic Theory", Appendix, p. 216.

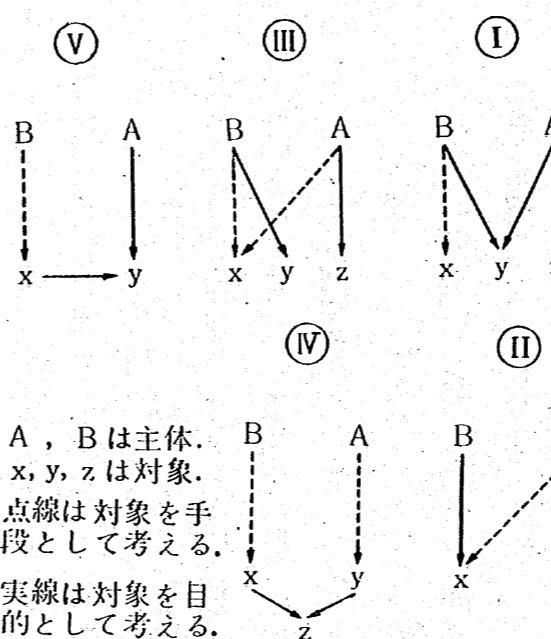
社会的価値判断と政策プロセス

社会的厚生函数を社会的評価形成のプロセスとしてつかむことが私の意図であるが（拙稿「社会的厚生と政策プロセス」三田学会誌五二巻二号）、稻毛満春「社会的厚生函数と経済政策過程」（香川大経済論叢）三十三年一号）、五井一雄「計画目的に關する一考察」（経済学論纂）一巻一号）も同じ志向をもっている。

四、社会的価値判断成立プロセス

以上において私は、価値判断というものが統一されて社会的価値判断が形成される可能性とそのプロセスを問うことが、価値判断論争に一つの提案をする道であると述べてきた。そこで次の問題はプロセスをいかに考えるかということである。

私はいまここに目的と手段との関係をめぐって五つの類型をとりあげよう。



主対象を考える
手まる
自まる
は対象考
は対象考
対して
対して
A, B, x, y, z
はして
線と
線とは
実的と

第一型は、AとBが同じ目的に対し、x・yというちがった手段を比較しているもので、このような場合の対立は、xとyとの手段を比較することを意味している。新厚生経済学が求める最適条件はこのような場合である。

第二型は、xに対しA・Bは価値を認めるが、一方は目的としてであり、他方は手段としてである。この場合は、目的は対立していても、政策上は、xを実践することに両者が同意する。第三型の場合も、目的は相異なっているが、手段において一致しているので実践上の対立はない。

第四・第五型は、手段に対立があつても、その実践の過程において

目的も一致する場合で、これは対立は激しいが、手段の探究において対立のないことが明らかになってくる。
(階層化) 考えていけば、一致し得ることがかなりあり得る。

一見して、一目的の採用が他目的の放棄を余儀なくさせたり、他目的の障害となったりするようであつても、目的の中に含まれる手段のうちには、他目的の手段と一致し得るものがあるであるし、またそのようなものを探しだすことが大切である。このようなことがあり得るのは目的と手段との関係が決して別々のものではなく、連続的な関係があるからに他ならない。たとえば、かつては「資本主義対社会主義」というテーマがとりあげられ、二つの理論モデルの長短が論ぜられたことがあつたが、現在ではこのように二つのモデルを比較するよりも、資本主義の中を分析してその中に社会主義的因素を考え、社会主義の検討を通してそこから資本主義的因素を求め、相互に共通な要素・手段を指摘することができる。そこでは資本主義であること・社会主義であることが問題なのではなく、人間の生活向上にとってどのような手段がとられ、その手段からどんな目的が達成されていくのかということが重要なのである。現在もし資本主義対社会主義をめぐって和解できない対立があるとすれば、それは事実判断による対立であるよりも、心理的対立意識によることが大きな要因であろう。（もちろん事実判断の対立が全くないというのではない。事実判断についてもまだ研究が十分に進まず対立として残されているのも多い。しかしあつてにくらべれば、事実判断の対立がかなり減ったことを認めてよいであろう。）

さらにまた、現代資本主義において、社会保障が発展していることや、国有化が進んでいることを、一方では、資本主義の変容と考え、他方では、あく迄も資本主義の本質は変わらないと主張し、両者に全く一致するところがなく、見解の相異として葬られ易い。しかし、このような進展がおこなわれているということは、両者に一步でも前進しようという一致点が少くとも存在し、またたとえそうでなくとも、その進展の効果は両者に、そのような進展がなかつたときよりも、その問題に

関する限りそのような手段がとられたということだけでも変化があつたといえるであろう。その変化を前進とみるか後退と見るかという議論に一致を見出すのはなかなか困難であるが、その変化があつたことと、その変化が現実として存在して、その次にどのような効果をもたらす存在になるかということを論することは、一致を導き易い問題である。

このように相対立する価値判断が、目的・手段の「階層化」や事実判断の「広範化」を通じて接近していくとすれば、それぞれの価値判断を比較検討させ、論理と感情との相互に納得をさせるプロセスのための秩序がなければならない。

もともと人間が共同生活をおこなっていくために、それぞれの生活をなりたたせるための倫理的な原則がなければならず、もしそのようないがなければ生活は混乱におちいるからである。その原則は、相互に理解され納得されたものとして支持されていなければ、人間の自律的行動として実践されることはないであろう。そもそも互に対立が生じ、そこに何らかの裁定を必要とする場合には、相互に納得し支持した秩序がその裁定の役割を果たすことになる。「納得する」とは、論理的にも感情的にも認めるということであり、もし論理と感情のいずれか一方において認め難い場合は、対立となつてあらわれる。

しかし人々の理性が部分的な利害や偏狭な感情によって疊らされているとき、裁定は必ずしも正しい解決を意味しない。ただそのような場合でも、相互の納得を尊ぶ秩序である限り、誤りは容易に是正され得るのである。

成員相互の納得と支持が反映する秩序（制度）は、理想状態そのものではないが、絶えざる是正を通じて理想状態に達する手段である。この制度を通して、すべての成員の納得と支持によつて一致した価値判断は、すべての成員に納得されたという意味で正しい価値判断とされ、それは、このようなプロセスにおいてしか得られないものである。

これを要約すれば、経済政策の価値判断が正しいということは、その価値判断がすべての成員に納得され支持されており、そのような納得と支持がなければ価値的に正しいとはいえないものである。そのための唯一の方法と場は民主主義である

が、この場合にいわれている民主主義とは現実におこなわれている投票と多数決の制度ではなく、すべての成員の交渉を通じて納得と支持が得られるプロセスを保障する場という意味で、前者と区別して「民主主義プロセス」とよびたい。かかる納得と支持を得るために手段（場）としての民主主義プロセスは、多数決原理を便宜的な手段として認めるにすぎず、少数者をむしろ尊重し、あく迄もすべての人々の理解と合意に努力する。幾多の欠陥はあるにしても、政治面における民主主義プロセスは、教育の発展によつて多少なりとも推進していると考えられる。現実において、いかなる多数者といえども少数者の修正意思をたとえ消極的にではあっても無視することはできないのである。

これに反し経済面では、独占の進展、強者残存の原則によつて弱き者は圧迫される傾向にあり、この経済面の勢力が政治面の民主主義すら歪曲する傾向にある（たとえば、金権政治）。民主主義プロセスからすれば、この経済面における権力集中の傾向は、すべての成員の納得と支持の機会を失なわせるから好ましいことではない。ここに政治面の民主主義プロセスの力によって経済面の民主主義プロセスを確立しなければならなくなるのである。そのためには、民主主義プロセスを抑圧する力に対し、対抗力（たとえば独占企業には国有企业、労働者の地位向上、消費者の規制力、公正な判断者＝学識者の養成など）を育成して、バーリのいう意味での社会的意見を形成していくことである。事実ガルブレイスの社会的投資のアンバランス論や「自由な季節」の中で述べられた進歩的意見が、アメリカの成員の納得と支持によって強い意見となつてゐることは、正しい価値判断を作ることができるという一つの例証であろう。

(注) 以上の関係を図示すれば前頁のようになる。経済政策の目的は、一般に厚生という言葉で表現されるが、その基準は、個人的評価を統一した社会的意見(正しい価値判断)によって与えられる。この統一の民主主義プロセスを保障する制度が経済面にできていなければならない。それ故、対抗力育成策が手段目的となる。この主張は論理的に導びかれた結論であると同時に、決して道徳的説教として主張されているのではなく、現実にこのようなプロセスが進行しているということによつて裏づけられているのである。たとえばスミス時代の資本主義とガルブレイス「アメリカ資本主義」又はバーリ「財産なき支配」とをくらべてみよ。

五、むすび

以上に述べた納得のためのプロセスを保障する制度確立論は制度そのものを改革しようとするマルキシズムの理論に対しではどのように考へるであろうか。もしすべての成員の意見を認めようというのであれば、そのような制度は、その制度を破壊しようとする意見さえも認めなくてはならないというディレンマにおちいるのである。

しかし理想に接近する秩序とは、すべての成員の相互納得と支持を必要とする。もし十分な納得なしに強制的に秩序を改革すれば、論理的には感情的に納得できないものが残るであろう。このような場合、その改革を維持するためには、さらに強制的な権力を必要とし、多くの場合独裁制とならざるを得ない。たとえば、ロシア革命は、成員の納得なしに一部の人々によっておこなわれた革命であつたために、革命後その制度を維持するために強制的な独裁制に移行したことは周知のことである。すべての成員の納得なしにおこなわれた実践がいかに成員の幸福のためであつたとしても、その後納得と支持を得るためにその意図に反した行動をとらざるを得なくなることは明らかであろう。そしてその犠牲は歴史的な事実として拭い得ないものなのである。

それ故、すべての成員の納得と支持を得る制度では、そのプロセスを無視した行動原理はあく迄も誤りであり、独裁制のもとではその誤りすら是正することができないが、相互納得と支持に立つ制度では、誤りを是正することが可能である。そ

れ故、改革を主張するマルキシズムも、相互の納得と支持を得る行動をおこなう限り認められる。資本主義が崩壊するという理論が展開され、それが各成員の論理的納得を得、経験を通じて感情的に納得され、支持を得るならば、それも一つの手段である。この限りにおいて、納得と支持のプロセスを無視する行動は許されないのである。^(注)

(注) 契約論をとりながら革命権を認めたロックは、それを支配者に対する抑制作用として考へていたので、革命を主張していたのではなかった。(原田鋼「政治的自由の理念」)

マルクス理論に立つ政策論は主に、生産力を担う労働者階級の立場に立つて考へる政策論を正しいとするが、その正しさは、労働者階級の立場に立つから正しいのではなく、すべての成員により論理的にも感情的にも納得されたときはじめて正しいものとなるのである。「正しい」というのは達せられたプロセスの結果であり、それを前提として主張するところに、マルキシズムは独断論であると批判される根拠があるのである。すなわち、暴力革命を主張するためには、「正しい」という前提が先取りされていなければならないから、マルキシズムが独断論におちいらないためには暴力革命を否定することが必要である。たとえば野田稔教授は言う。

「最後に現段階の生産力と生産組織の矛盾関係を認識し、経済社会の弁証法的発展の視点から、直接生産者階級の新たに歴史的客觀性をもちうる「価値基準」に立脚して、現実の経済政策を積極的に批判検討し、経済政策のあるべき方向を客觀的に指示することができるであろう。」この考え方は、その他のマルクス理論に立つ經濟政策論と比較すれば、はるかに明確なのであるが、教授の言う「歴史的客觀性をもち得る」のは何故であるかということこそ追求されねばならないことなのであって、私の見方からすれば、この何故に答えるのがプロセスなのである。価値判断が独断化するのを防ぐには、個人的価値判断が社会的支持を得るに至るプロセスを考えねばならない。

(注) 野田稔「経済政策論の根本問題」

ウェーバーは、よく知られているように、価値判断を主観的であるとしてその排除を主張したが、ウェーバーが極度に恐れたものは価値判断そのものではなくして、価値判断につきまとう偏見と独断であった。このような偏見と独断とはどちらから発生するか。それは価値判断を絶対化する（たとえば「自然」という衣をつけて）ことにある。本来個人の価値判断は個人のものであるが故に、相対的であり有限なものである。価値判断が有限であるからこそ、それは他との相互支持によってでなければ絶対的なものとはなり得ない。有限かつ相対的な個人の価値判断は、他との納得によって支持されたとき、それははじめて絶対性を獲得することができる。マルキシズムはこの相互納得と相互支持のプロセスをおこなわないとき、その理論は独創的なものとなる。相互納得と相互支持のプロセスを通して、主観的な価値判断は客觀化され社会的意見となつたとき、その正しさを主張できるのである。

(注) このウェーバーに対する解釈は、山田雄三「価値判断論に関するミュルダールの最近の見解について」(『一橋論叢42巻6号』)に示されているように、ミュルダールの変化である。最近のミュルダールは、価値は事実を離れては考へられないし、事実も価値を離れては考へられないことを認めていた。また小倉志祥「マックス・ウェーバーにおける科学と倫理」においても、ウェーバーが「規範的倫理学の可能性」を否定せず、それと「主観的趣味判断」との本質的差を認めていたことを結論している。

最後に、私の図式による政府が、いかなるものであり、それが国家とどのような関係に立ち、そして政府のおこなう政策が、社会的意見を反映した厚生であるか否かについては、政府の性格さらに國家の性格がどうあらねばならないが、それは価値判断論からはずれるので稿を新たにして論じたい。ただ国家または政府が、現代の機構の中では、一方的な利益のみを考えて政策をおこなうことはできなくなつたと考えるかあるいはこれに反し、このような政策の変化を支配者階級の「みせかけの退却」であるというかは、支配者階級がどのようなものかというメカニズムの根拠が示されなければならない。この根拠が示されれば、問題はもつと明瞭になるであろう。

(注) 本稿で述べたプロセスが実際にどのように進展しているかについては、加藤・丸尾「社会化と経済計画」(理想社) 参照。

十七世紀フランス農村の構成 ——一つの事例——

渡辺國廣

* フランス農業史の研究で十七世紀は長く空白のまま放置されてきた。しかし最近にいたり研究が進み、いくつかの個別例の発表をみた。そうしたものの一つにボヴェー地方について闇説したグベル氏の論文^{**}がある。以下においてはこれを必要な限り忠実に紹介する。十七世紀農業史の問題点が何であるか。すべてこれは豊富な実証の上に立つて今後において展開さるべき課題であると信ずる。本稿は問題の正しい把握のための一つの素材を提示することを直接の目的とする。

* Annals, 1947, p. 365 所載のブロックの書簡に注意。

** Pierre Goubert, "The French Peasantry of the Seventeenth Century: A Regional Example," Past and Present, No. 10, Nov. 1956, pp. 55-77.

種々な史料の語るところによれば、農民の手中に残り得た土地は全体の半分であった。ボヴェーの近郊ではわずか一クオーターといわれた。土地の最上の部分は農民の手から離れた。残った土地は地力に乏しい。また葡萄畠、森林、牧草地の大部分を農民はなくしてしまった。しかも注意すべきは農民のうちの少数の者に土地が集中していたということであった。大部分の者は零細な土地しか有しない。一〇ヘクタールを持つほどの者は極端に少数であった。

十七世紀を通じて聖俗の領主は農民の保有地を執拗に買戻し、それらをもつて『ファーム』を構成した。この時期には市民もまた土地の集積に懸命な努力を傾けていた。農民の保有地は極端に圧縮されていった。そうしたことのなかから叙上の事態が結果したわけである。特權者は集積した土地を自身で耕作しない。農民に向って貸した。保有地を狭められた農民は競つてその賃借を求めた。しか